

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１、Ⅲ－２－２ （略） Ⅲ－２－３ 子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 （注1） 保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数（法第107条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下、「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第106条第1項第1号から第7号までに掲げる会社、同項第12号に掲げる会社及び同項第14号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。 （注2）～（注4） （略） Ⅲ－２－３－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 （1） 保険会社の子会社が営む従属業務（法第106条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、保険会社の業務に係る事務の	Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１、Ⅲ－２－２ （略） Ⅲ－２－３ 子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 （注1） 保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数（法第107条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下、「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第106条第1項第1号から第7号までに掲げる会社、同項第12号に掲げる会社及び同項第15号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。 （注2）～（注4） （略） Ⅲ－２－３－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 （1） 保険会社の子会社が営む従属業務（法第106条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、保険会社の業務に係る事務の

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
うち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。 （注）従属業務を営む保険会社の子法人等又は関連法人等についても「保険業法第106 条第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」（平成14年告示第38号、以下、「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様（当該保険会社及びその子会社からの収入）であることに留意する。 （2） 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106 条第2 項第2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 ①～④ （略） ⑤ 健康・福祉関連業務 ア. （略） イ. <u>福祉関連業務は、例えば、有料老人ホーム、老人ホーム入居者に対する給食業務等、高齢者福祉関連施設の運営・管理、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営・管理、介護機器の開発、コンサルティング、取り次ぎ及び介護者の研修に関する業務、在宅サービスに関する業務、健康・福祉に関する調査・研究がある。</u> ⑥～⑧ （略） （3） （略） Ⅲ－2－3－2、Ⅲ－2－3－3 （略）	うち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。 （注）従属業務を営む保険会社の子法人等又は関連法人等についても「保険業法第106 条第10項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」（平成14年告示第38号、以下、「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様（当該保険会社及びその子会社からの収入）であることに留意する。 （2） 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106 条第2 項第2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 ①～④ （略） ⑤ 健康・福祉関連業務 ア. （略） イ. <u>福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営及び管理、健康・医療・介護等福祉に関するコンサルティング、取り次ぎ及び調査研究、介護機器の開発、介護者の研修、在宅サービスに関する業務がある。</u> ⑥～⑧ （略） （3） （略） Ⅲ－2－3－2、Ⅲ－2－3－3 （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅲ－２－３－４ 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲 (1)、(2) (略) (新設)	Ⅲ－２－３－４ 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲 (1)、(2) (略) (3) <u>法第 106 条第 1 項第 8 号又は第 14 号に掲げる会社（以下、「保険業を行う外国の会社等」という。）を子会社とするため同条第 7 項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。</u> ① <u>保険業を行う外国の会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別</u> ② <u>①に記載する会社を子会社としている場合には、当該会社の営む業務の内容並びに当該会社の最近の財産及び損益の状況</u> ③ <u>①に記載する会社を子会社とした日から 5 年以内に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している所要の措置の内容</u> <u>なお、保険会社の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、保険業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合その他保険業を行う外国の会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、同項の認可をすることができないことに留意すること。</u> (4) <u>法第 106 条第 4 項の趣旨は、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、当該会社</u>
(新設)	

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(新設)	<u>が子会社でなくなるよう保険会社が所要の措置を講じることを前提として、子会社の業務範囲規制の適用を例外的に5年間猶予するものである。また、金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の会社を5年を超えて子会社とすることができるのは、同条第6項各号に掲げる事情がある場合に限定されているのも同様の趣旨による。これらを踏まえると、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。</u> ① 同項第1号関係 ア. <u>子会社対象会社以外の会社の株式の売却活動に着手しているが、現地の経済情勢や売却先との交渉状況等により売却スケジュールが遅延していること。</u> イ. <u>現地の法制上の理由により、子会社対象会社以外の会社の清算手続きが進捗しないこと。</u> ② 同項第2号関係 <u>現地の保険市場の特性に照らして、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有継続することが不可欠であり、資本関係のない第三者に業務委託することでは目的が達成できないこと。</u> <u>同条第4項の規定は、子会社業務範囲規制の例外規定であることから、同条第5項の承認申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（承認後1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</u> (5) <u>Ⅲ－2－3－4（1）にかかわらず、保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅲ－2－4 ～Ⅲ－2－18 （略） （新設）	<u>（子会社を除く。以下この(5)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とするが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね 5 年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する。</u> <u>なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。</u> Ⅲ－2－4 ～Ⅲ－2－18 （略） <u>Ⅲ－2－19 保険契約の移転</u> <u>（1）法第 138 条が保険契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、保険契約の移転が成立した場合に移転先会社の保険契約者になることは、当該保険契約を締結する者にとって重要な事実該当することから、事前に必要な情報提供を受けた上で保険契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、法第 138 条第 1 項による当該保険契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該保険契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。</u> <u>なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。</u> <u>（2）法第 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 89 条の 2（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第 210 条第 1 項において準用する法 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 167 条の 2）により、移転対象契約を締結</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
	<u>する者に対し通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）が考えられる。</u> <u>(3) 会社分割に際し、法第 173 条の 5 第 1 項及び規則第 105 条の 5 の 4 により分割対象契約を締結する者に対して行う通知についても、上記 (1) 及び (2) に準じて取り扱う。</u>